

## 第28回 上市町農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年11月4日（金） 午後2時

場所 上市町役場2階 第1会議室

出席委員 8名  
2番 岩城 正治 3番 富樫 隆 4番 村上 正毅 5番 酒井 喜之  
8番 大江 登美江 10番 林 忠治 11番 中川 治 12番 碓井 繁

出席推進委員 3名

事務局 出席者  
事務局長 酒井 紀明  
事務局長代理 田中 明紀子

議事録署名委員 2番 岩城 正治 3番 富樫 隆

議事日程

1. 開会
2. 会長の挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について  
議案第2号 農地法第4・5条の規定による許可申請の意見審議について  
議案第3号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について  
  
議案第4号 農地法第2条第1項の規定に関する非農用地の決定について  
報告第1号 農業用施設等としての利用に関する届出について
5. その他
6. 次回委員会の開催予定について  
第29回総会  
日時 令和4年12月2日（金）午後3時から  
場所 上市町役場2階 第1会議室
7. 閉会

14:00 開会

事務局長 それでは、第28回上市町農業委員会総会を開催いたします。  
只今の出席委員は、12名中8名であり、定足数に達しております。総会が成立することをご報告いたします。  
推進委員につきましては松井推進委員、丸山推進委員、森田推進委員にご出席をいただいております。

会長 それでは、開会にあたりまして、碓井会長よりご挨拶をお願いします。  
会長あいさつ

事務局長 はい。ありがとうございます。  
それでは議事に入ります。  
総会の議事は会長が行うことになっております、引き続き宜しくお願いします。

会長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。2番 岩城委員、3番 富樫委員にお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員 田中さんを指名いたします。

これより議事に入らせていただきます。  
「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について」事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。（議案書をもとに説明）  
申請地見取り図は3ページから4ページでございます。併せて3条調査書と現地確認写真一覧をご確認をお願いします。以上です。

会長 ただいま事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をお願いいたします。  
委員 では1番の●●さんと●●さんの件ですが、●●さんは、●●組合に勤めておられた方です。場所は●●の前の道路を山の方に行った●●農道の所と、●●の奥、そこを入ったところ。しばらく保全管理しておられたんですが、ここしばらくは県外の所有者ということもあってほったらかしであったので、作られるようなおおいのでないかと思えます。別に問題はないとは思っています。以上です。

会長 はい。ありがとうございます。では●●推進委員。

委員 はい。一応現地は確認してきました。2か所とも休耕田になっておりました。持ち主が変わるわけなんですけど、今後はきちんと耕作してもらいたいと思います。ちょっと●●●からだとここまでは遠いかなと思うけど。

会長 まあ遠いって言えば遠いかもしれませんが、はい、両委員さんありがとうございました。

会長 それではこれより質疑に入りますので、質問等ある方は発言のほどお願いいたします。

委員 今言われたところ、田んぼちゃんとやるんだらうね？

委員 ●●●組合へ売払いかじゃなからうね

委員 そこんとはっきりしておかないと。

事務局 はい。●●●さんの土地は借地なので、すぐそのような心配はないのではないかと思います。

会長 借地か。田んぼはしておられるよね。

委員 作っておられたよね。

会長 まあ●●●から1キロ程かな。ここまで。ご自宅から。

会長 ご家族2人、正確には息子さんがいっしょにやっておられるんじゃないかな。

事務局 はい。

会長 まだ他にも遠いともやっておられるよね。

事務局 あります。●●●の方で。

会長 だから距離的にはちょっと心配ないかなと思います。私の憶測であれなんですけど。まああの遊休農地で草だらけにしておくより余程いいよね。

会長 何かその他ご意見の方はありますか。

委員 ●●●さんの拠点というか、作業所は何処にあるのかな。

委員 借りておられるんだらう。

委員 うん。カントリーか。

会長 それこそ実家●●●から上がっていくとトラクターとか田植え機の格納庫があるような気はするんだけど。

会長 それから、用水とか土地改良したところは8年間は基本的には転用出来ないんだけど、農家の納屋を建てるとかそういうのなら問題ないと思いますけど、宅地にして売るとか工場持ってくるなどは許可は8年間出せないというふうに聞いております。今●●●委員から指摘あったように何かに転売するんじゃないかということはないんですよね？

事務局 そうですね。

事務局 この3条で許可を受けるということは、そもそも転売はしない、全部耕作しますということで申請しておられるので。

会長 許可証の交付の時にまた一言耕作について言ってもらえれば。

事務局 はい、お伝えします。

会長 作付けしていただくように

委員 そうですね。お願いします。

事務局 はい。わかりました。

会長 それでは採決に入ります。議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手の程お願いいたします。

(挙手)

会長 議案第1号について全員賛成と認め、議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

会長 では次に、「議案第2号 農地法第4・5条の規定による許可申請の意見審議について」事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

事務局 申請地見取り図は、7ページでございます。併せて現地確認写真一覧をご確認をお願いします。以上です。

会長 では、ただいまの事務局の説明に関連し、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

委員 はい。議案2号について、●●●株式会社の●●●工場が●●●番地にあり、国道を挟んで反対側に●●●工場を現在建築しておられます。今後工場建築の計画から駐車場敷地の確保が必要だそうです。●●●市の●●●工場から従業員が移動するとのことで、60台分の駐車場確保がいるようです。既存の所有地と隣接する新幹線の用地買収で残った三角形の申請地2筆を所有者の了解を得て駐車場にする計画です。土地改良区に確認したところ、ここは受益地でないということでした。雪が降った場合は雪置場としても利用するようです。現在遊休して活用されていませんし、特に問題はないと思います。

会長 はい。ありがとうございました。それではこれより質疑に入りますので、質問等ある方は発言のほどお願いいたします。

委員 この三角地2つが駐車場に繋がるんですよね。

委員 三角が残ってたんだ。

事務局局長 中途半端に新幹線が走ってるから。

委員 全体として使うってことだね。

会長 ここは管理はちゃんとされてるの？

事務局 いや、今は草ぼうぼうです。きれいになると思います。

会長 それこそ砂利入ったりしてないよね。

事務局 今は何も。そんなことにはなっていないです。大丈夫です。

会長 その他何かご質問等ございますかね。

会長 はい、それでは採決いたします。議案第2号について「意見なし」とすることに賛成の方は挙手の程お願いいたします。

(挙手)

では、議案第2号について全員賛成と認め、議案2号については「意見なし」とすることにいたします。

会長 では次に「議案第3号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について」事務局より説明のほどお願いいたします。

会長 はい。(議案書をもとに説明)

事務局 農用地利用集積計画は10ページでございます。説明は以上です。

会長 では事務局の説明ありがとうございます。何か質疑ご質問のある方ご発言の程お願いします。

会長 中間管理機構のは、受け手は？

事務局 元々●●●さんが●●の方に出てやってられた所を放されまして、そこを●●さんがされるようです。

会長 ●●●さんは一応満期だったんだよね？

事務局 はい。ちょうど更新のタイミングです。

会長 ではそれでは採決いたします。議案3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手の程お願いいたします。

(挙手)

全員賛成と認め、議案3号について原案のとおり承認いたしました。

会長 では次に「議案第4号 農地法第2条第1項の規定に関する非農用地の決定について」事務局より説明いたします。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

見取り図の方は14ページから16ページでございます。現地写真も確認されご審議お願いいたします。以上です。

会長 はい。ただいまの、事務局の説明に関連して、担当委員、推進委員からの説明とご意見の程お願いいたします。

委員 はい。1番から16番●●地区は、10月31日に●●推進委員と一緒に現地を確認しに行ってきました。1番から6番まで●●について説明します。申請地の見取り図は16ページになります。図面の左上に集落がありますが、ここは●●集落です。そこから県道●●号線の坂道をずーっと真っ直ぐ行きますと●●の集落がありまして、何件か家が図面ではありますが、すべて空き家で常時住まいしておる人は誰も居られません。この●●神社から先の方へ右の方へ行くと●●林道であります。申請地はこの林道の周辺にあります。現地の状況ですが写真のとおり全体的に杉林、山林になっています。農地に復元するのは極めて困難と思っておりますので非農地判断いたします。

委員 次に7番目の●●●●についてですが、見取り図は15ページになりますね。場所はですね一般県道●●●線を●●の方へ行きます。申請地は●●●●集落の一番まあ山の方ですが端っこにあります。申請地の土地の所有者●●さんですが、ちょっと事情がありまして●●市にアパートを借りて、田んぼがありますんで、田んぼを作っておられるわけじゃないけど管理しておられます。熊やら動物ばかり出るんでそんな所に一人でおられるということ、●●市にアパートを借りながらですね管理しておられるんですが、申請地の地目は畑になっておりまして、父親がおられた頃は畑で野菜を何かを栽培しておられました。その時にお父さんがイノシシの侵入防止の金網が設置してありますが、猿だとか熊とか被害を防ぐことができなかつた。まあそういう事があってですね、お父さんが亡くなられた後はほとんど農地として利用されておられませんでカモシカやらアナグマやらそういったものの被害が多いために、作物は育ちません。そういう事で今後はですね農地畑としての利用が見込めませんので、非農地にして問題ないと思います。

委員 次8番から16番の●●についてですが、見取り図は16ページにあります。土地の現在の状態はその半分は今写真ではですね草を刈って綺麗になっておりますけども、この場所で丘砂利を採取したいということで、草刈りがされています。草を刈る前は背丈以上の草の田んぼが続いておりました。ここはですね、昭和44年に大水害がありました。昭和45年頃から始まった減反政策も相まって農地として利用されなくなりまして、周辺もほとんど荒地の状態になっております。そういうことで農地の復元はみられることはできんではないかと思っております。

会長 ●●委員、ありがとうございます。●●推進委員お願いします。

委員 10月31日に●●委員と一緒に●●へ行ってきました。●●委員が仰ったとおりどこも草木が生い茂っていて、稲作はされておらずとも田には見えません。杉山の状態です。配布してもらっている非農地判断マニュアルっていうのを見ても、やはり非農地の判断になると思います。以上。

会長 ありがとうございます。ただいま地区委員から報告ありました。何かご質疑ご質問ありますでしょうか。

会長 あまりないようなので採決します。

会長 議案第4号について、原案のとおり非農地と判断することに賛成の方は挙手の程お願いいたします。

(挙手)

会長 全員賛成と認めます。議案第4号については原案のとおり承認いたしました。

会長 では次に、「報告第1号 農業用施設等としての利用に関する届出について」事務局より説明をお願いします。

会長 はい。（報告読み上げ）

事務局 こちらの案件については、昭和52年頃から自己の農業用施設敷地として使用されておりましたが、ご本人さんも地目が畑であると最近お知りになったようで今回地目変更登記申請するにあたり農業委員会の方に届け出されたものになります。

申請地の位置図は19ページにございますのでご確認ください。以上です。

会長 はい。ではこれより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について質疑、質問のある方はご発言をお願いいたします。

会長 ここは何も建ってはいないんだよね。

事務局 いや建ってます。

事務局 今の所有者さんは相続でこの土地を取得しておられるんですけど、その前の代からもうすでに車庫が、農機具用の車庫が建っていたようです。

事務局 200㎡以内の自分の農業施設なんで許可は不要になります。一応届け出させていただいております。

会長 車の車庫じゃない？

事務局 ではありません。

会長 何か他にご質問ございますでしょうか。なければ以上で報告第1号を終わらせていただきます。

事務局 では次に、その他について、事務局より説明のほどお願いいたします。

その他

事務局 （事務連絡のみ）

会長 以上で、第28回農業委員会総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

16:00 閉会

この議事録は事実と相違ないことを証明する。

令和4年11月4日

上市町農業委員会  
会長 碓井 繁

議事録署名委員

2番 岩城 正治  
3番 富樫 隆